

令和8年度
大幸南広場における広告掲出事業
(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入札説明書



どりょくん

名古屋市緑政土木局直営補修班
イメージキャラクター

名古屋市

入札の前に必ずこの説明書をお読みください。

目 次

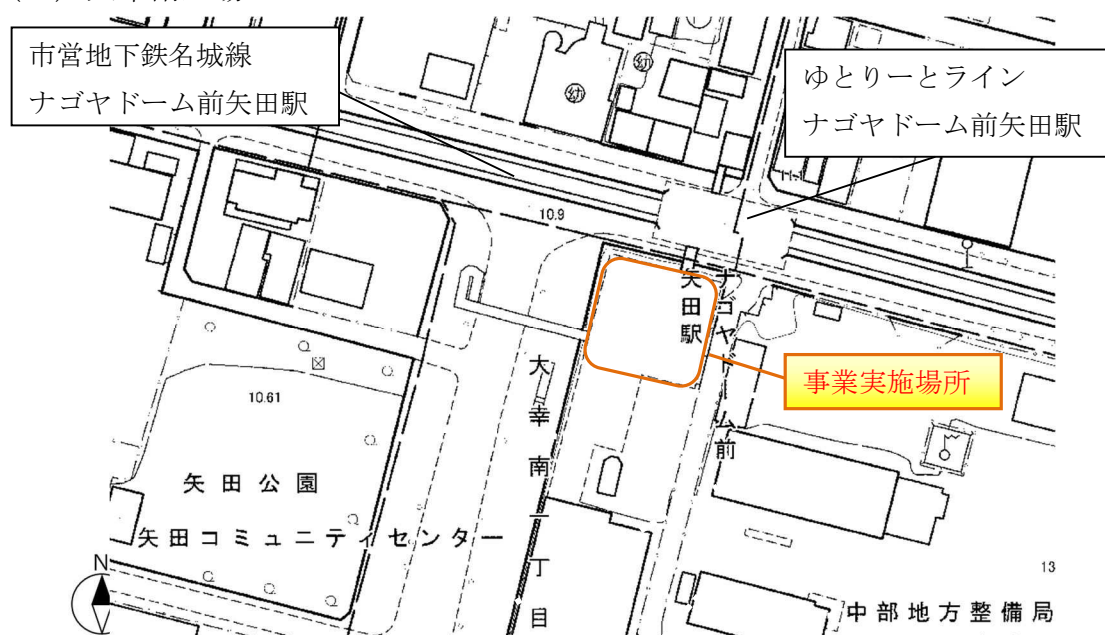
◇ あらまし	
◇ 事業実施場所のプロフィール	P1
◇ 広告掲出までの流れ	P2
◇ 入札説明書	P3
第1 対象物件	P3
第2 参加者の資格	P3
第3 広告掲出条件	P4
第4 入札手続きの流れ	P6
第5 競争入札参加資格確認申請	P8
第6 契約の締結	P9
第7 広告掲出料の納付	P9
第8 契約保証金	P9
第9 問合せ先	P10
◇ 広告掲出事業に関する契約書（案）	P11
◇ 道路占用許可条件	P18
◇ 緑政土木局における情報取扱注意項目	P19
◇ 妨害又は不当要求に対する届出義務	P21
◇ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）	P22
◇ 大幸南広場における広告掲出事業仕様書	P23
◇ 名古屋市広告掲載要綱	P25
◇ 緑政土木局広告掲載要綱	P27
◇ 大幸南広場位置図・平面図	P34
◇ 広告掲出指定場所平面図・広告掲出指定場所掲出イメージ図	P35
◇ 入札書	P37
◇ 委任状	P39
◇ 競争入札参加資格確認申請書	P41
◇ 法人役員に関する調書	P43
◇ 事業計画書	P45

あ ら ま し

緑政土木局では道路施設の維持管理の財源確保を目的として、道路施設の一部を利用して広告を掲出する事業を行うため、広告を掲出する事業者（広告の取次ぎを営業とする者を含む。以下「掲出事業者」という。）を入札により募集します。入札参加を希望される方は、この説明書をよくお読みになり、現地を確認された上、お申し込みください。

事業実施場所のプロフィール

(1) 大幸南広場



事業実施場所は、名古屋市営地下鉄名城線ナゴヤドーム前矢田駅とカルポート東、バンテリンドームナゴヤなどにアクセスできるペデストリアンデッキへの玄関口となっています。

(参考)

名古屋市営地下鉄ナゴヤドーム前矢田駅の乗者人員

年度	乗者人数（人）
令和2年	1,943,912
令和3年	2,325,059
令和4年	3,332,696
令和5年	3,670,382
令和6年	3,761,849

ガイドウェイバス志段味線（ゆとりーとライン）ナゴヤドーム前矢田駅の乗車人数

年度	乗者人数（人）
令和2年	239,982
令和3年	274,746
令和4年	322,310
令和5年	356,007
令和6年	378,486

出典：名古屋市HP 駅別乗車人員の推移

(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/toukei/1003703/1004106/1034290.html>)

広告掲出までの流れ

入札説明書交付	令和8年9月8日(火)～令和8年9月29日(火) 入札説明書の「第9 問合せ先」に示す場所での交付または市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 〈ウェブサイトのアドレス〉 https://www.city.nagoya.jp/jigyoushiseido/boshu/1014251/1014337/1052110.html
入札	令和8年9月30日(水)午後 2 時から 開札場所：名古屋市役所西庁舎 12 階 市長部局入札室
入札資格の審査	落札候補者の方は、名古屋市が定める期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。
契約締結	契約書は、落札者名義になります。
広告料の納付 道路占用許可申請及び 屋外広告物許可申請	契約保証金を契約締結日に、広告料を名古屋市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。 道路占用許可申請及び屋外広告物許可申請(該当場所のみ)を行い、道路占用料及び手数料を名古屋市が発行する納入通知書により納付してください。 なお、名古屋市契約規則第 31 条の規定により契約保証金を免除することがあります。
広告原稿の審査・承認	名古屋市の指示に従って広告原稿を提出してください。 緑政土木局広告審査会にて、審査・承認します。
広告掲出	令和8年12月1日から令和11年11月30日まで

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認した上で、お申し込みください。

第1 対象物件

(1) 広告を掲出する施設の名称及び所在地

名 称 大幸南広場
所在地 名古屋市東区大幸一丁目 112-3

(2) 掲出場所及び広告掲出指定サイズ等

	指定場所	サイズ
A	地上付近壁面部分	横 9,900 mm×縦 2,455 mm
B	地下鉄出入口接続 部分の壁面上部	横 2,400 mm×縦 1,800 mm

※ 詳細は、大幸南広場の位置図と平面図、広告掲出指定場所平面図と掲出イメージ図（34～36 頁）を参照ください。

第2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと
- 5 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）

又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと

- 6 入札公告の日から落札決定までの間に、指名停止の期間がない者であること
- 7 緑政土木局広告掲載要綱第 4 条（28 頁参照）に該当する規制業種又は事業者でないこと
- 8 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（22 頁参照）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 2 月 15 日付 19 財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であること

※ 名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、落札候補者の方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、氏名、生年月日、性別、住所及び役職名の情報を提出していただきます。情報の提出に同意できない場合は、入札参加資格があると認めることができませんので、ご注意ください。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。

第 3 広告掲出条件

1 掲出期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで（3 年）

（広告の掲出準備・撤去及び掲出場所の原状回復に要する期間を含む。）

※ 掲出期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

2 広告料及び道路占用料（以下「広告掲出料」という。）

掲出期間（令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで。広告の掲出準備・撤去並びに掲出場所の原状回復に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。ただし、広告掲出料のうち、事業開始年度の道路占用料については、道路占用許可の始期が 1 月以降となった場合は、この限りではありません。

〔 広告掲出料のうち、広告料について 〕

広告料は、入札により決定した金額とし、最低価格を次のとおり設定しています。

掲出場所	最低金額（月額・税抜）
A・B	36,000 円

〔 広告掲出料のうち、道路占用料について 〕

指定場所の面積に応じて、道路占用料を納付していただきます。なお、道路占用料は入札の対象ではありません。

道路占用料は、年額 7,700 円／m² です（詳細は、『道路の占用料等に関する条例（昭和 28 年名古屋市条例第 20 号）』別表をご確認ください。）。

ただし、道路占用料は条例の改正等により変更することがあります。

〔 広告掲出料の返還等について 〕

掲載する広告がない場合でも、広告掲出料の返還・変更はしません。ただし、掲出事業者の責に帰さない理由（広告の汚損又は破損による場合を除く。）により 15 日を超える期間連続して広告の掲出ができなくなった場合は、納付済みの広告料の一部を返還します。ただし、返還する広告料には利息は付さないものとします。

3 広告の仕様及び維持管理

別添「大幸南広場における広告掲出事業仕様書」（23 頁参照）のとおりです。

4 道路占用許可申請

広告掲出場所は、道路施設となります。広告掲出前に、道路法第 32 条に基づき道路占用許可申請が必要です。

名古屋市東区出来町二丁目 8 番 1 5 号 東土木事務所

5 道路使用許可申請

広告掲出場所は道路施設のため、所轄警察署への道路使用許可申請の手続きが必要です（1 申請につき申請手数料 2,500 円が必要です。）。

6 事業計画書の提出

契約締結後、速やかに、仕様、管理体制及びスケジュール等を記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を提出していただきます（45 頁参照）。

7 広告主及び広告内容

広告は広告掲出場所のイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとしてください。

具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱（25 頁）及び緑政土木局広告掲載要綱（27 頁）を参照してください。

なお、実際に広告を掲出する場合（広告内容を変更する（広告を付け替える）場合を含む。）には、広告主及び広告内容について、名古屋市（緑政土木局広告審査会）の承認が必要となりますので、広告を掲出しようとする日の 14 日前までに掲出広告の原案を提出してください。

8 遵守事項

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 道路占用許可の許可条件（18頁参照）を遵守すること。

9 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了となる場合又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

10 必要経費

入札に要する経費、広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用、道路使用許可申請手数料は、すべて掲出事業者の負担とします。

第4 入札手続きの流れ

1 入札説明書の交付

交付期間は、令和8年9月8日(火)～令和8年9月29日(火)までです。

＊入札説明書の「第9 問合せ先」（10 頁）に示す場所での交付または市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

2 入札日時等

入札会場	名古屋市役所 西庁舎12階 市長部局入札室
入札日 入札時限	令和8年9月30日(水)午後2時
必要書類等	(1) 入札書（37頁参照） 入札書には、事前に入札者の記名・押印をしておいてください。 (2) 委任状（39頁参照） 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合（支店・営業所の長など）は、委任状が必要となります。

- (1) 入札時限を過ぎると入札はできません。
- (2) 当日は公共交通機関でお越しください。
- (3) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

3 入札金額

入札金額は、広告掲出料のうち広告料の月額（契約希望金額の消費税及び地方消費税抜き金額）を記入してください。入札金額には、道路占用料を含めないでください。

4 入札（持参式）

- (1) 入札は、所定の入札書（37 頁参照）を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印した上でご持参ください。
- (2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆又はシャープペンシルは使用できません。
- (3) 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- (4) 入札者は、入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (5) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 競争入札参加資格を有しない者のした入札
 - イ 最低価格（月額・税抜）に達しない金額を記載した入札
 - ウ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - エ 記入事項を判読できない入札
 - オ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - カ 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - キ 記名押印のない入札
 - ク 同一物件につき同一の名をもってした 2 通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - ケ 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
 - コ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - サ 明らかに談合によると認められる入札
 - シ 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - ス 入札公告又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
 - セ その他入札の条件に違反した入札
- (6) 再度入札は、行いません。

5 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、本入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- (2) 開札の結果、入札者のうち最低価格（月額・税抜）以上で最高価格（月額・税抜）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場で次順位者と併せて発表します。
- (3) 最高価格（月額・税抜）の入札者が複数あるときは、その入札者が直ちにくじを引き、落札候補者及び次順位者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補

者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認します。

6 その他

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第5 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受ける必要があります。持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和8年10月5日(月) 午後5時30分まで
提出先	名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課 (名古屋市役所西庁舎 6階)
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通 (41頁参照) ※申請書の裏面に誓約事項を印刷してください。 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 法人登記簿謄本 1通 どちらも発行後3カ月以内のもの (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 1通 (43頁参照)

- (1) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。
- (2) 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出された申請書等の差替え又は再提出は認めません。
- 2 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位者が落札候補者となり、資格審査を受ける必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 3 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 4 入札結果については、落札者の商号又は名称及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 5 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 6 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(休日を含まない。)に、入札参加無資格理由について、書面(様式は自由)により説明を求め

ることができます。

- 7 6の書面の提出先は、入札説明書の第9問合せ先（10頁）のとおりです。
- 8 6に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。
- 9 提出された申請書等は返却しません。
- 10 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とします。

第6 契約の締結

- 1 落札決定後、落札決定通知書及び契約関係書類を受領してください。
- 2 落札者は、落札決定の通知を受けた日から原則として5日以内に契約書に記名押印し提出しなければなりません。なお、落札者の希望により、電子契約で契約締結が可能です。入札書に記入欄がありますので、希望する契約種別を選択してください。電子契約についての詳しい説明は、下記の名古屋市公式ウェブサイトを参照してください。

<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/43-25-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 広告掲出に関する契約書（案）は、11頁を参照してください。

第7 広告掲出料の納付

広告掲出料は年度毎に契約金額（月額・税込金額）に月数を乗じて得た金額を、最初の年度は当該年度の12月末日、翌年度以降は毎年度の4月末日までに納付していただきます。

第8 契約保証金

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、広告料の総額に100分の10を乗じた金額以上とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第9 問合せ先

- 1 本件入札説明書の内容に質問がある場合は、下記の問合せ先へファックス又は電子メールで質問書を送付してください（電話での質問は受け付けません。）。

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
名古屋市役所 西庁舎6階 緑政土木局路政部道路利活用課	
電話番号	052-972-2847
ファックス番号	052-972-4185
電子メールアドレス	a2847@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

- 2 質問書は、令和8年9月18日（金）午後5時30分までに送付してください。
- 3 質問書の様式は問いませんが、電子メールで送付の際には、件名に必ず「大幸南広場における広告掲出事業に係る質問書」と記入してください。
- 4 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和8年9月25日（金）までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。
- 5 回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書の提出前に必ず確認してください。

大幸南広場における広告掲出事業に関する契約書（案）

名古屋市（以下「発注者」という。）と掲出事業者*****（以下「受注者」という。）は、大幸南広場における広告掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 本契約は、受注者が民間企業等を広告主とする広告を掲出すること（受注者が自ら広告主になる場合を含む。）に関し、その取り扱いを定めることを目的とする。

2 発注者及び受注者は、互いに信義を重んじ、契約内容を誠実に履行しなければならない。

（契約期間及び掲出期間）

第 2 条 契約期間は、契約締結日から令和11年11月30日までとする。

2 掲出期間は、令和8年12月1日から令和11年11月30日までとする。

ただし、広告の設置・撤去及び掲出場所の原状回復に要する期間を含むものとする。

（契約期間の短縮及び広告掲出の中止）

第 3 条 発注者は、公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき又はその他行政目的を達成するため特別の理由があるとき等、やむを得ず契約期間を短縮する必要があるとき又は広告の掲出を一定期間取り止める必要があるときは、受注者に対して、契約期間の短縮又は広告掲出の取り止めを求め、受注者は合意しなければならない。この場合において契約期間が短縮されたこと等による損害等が受注者に発生しても、発注者はその損害を賠償する責めを負わない。

（事業計画書）

第 4 条 受注者は、契約締結後、速やかに、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を作成し、発注者に提出するものとする。

（掲出場所及び仕様）

第 5 条 掲出場所及び仕様については、別添「大幸南広場における広告掲出事業仕様書」のとおりとする。

2 受注者は、本契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、緑政土木局広告掲載要綱及び大幸南広場における広告掲出事業入札説明書（以下「名古屋市広告掲載要綱等」という。）の定めるところに従い、広告の掲出を行わなければならない。

（道路占用許可）

第 6 条 受注者は、広告の掲出に際しては、別途、東土木事務所長から道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく道路占用許可を、その掲出期間について受け、付された許可条件を遵守するものとする。

2 受注者は、前項に定める道路占用許可について、発注者の定める期日までに発注者の

発行する納入通知書により、所定の道路占用料を発注者に納入するものとする。

- 3 発注者は、第 18 条第 2 項に該当する場合を除き、受注者による広告掲出の有無にかかわらず、既納の道路占用料を返還しない。

(広告料)

第 7 条 受注者は、前条第 2 項に定める道路占用料とは別に、広告料を発注者が発行する納入通知書により、各年度分をそれぞれ一括で発注者に納入する。なお広告料は、広告の掲出期間の開始日より発生するものとし、納入期限は、最初の年度については、当該年度の 1 2 月末日までとし、翌年度以降については当該年度の 4 月末日までとする。

- 2 前項の広告料は、月額金*****円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金*****円）とする。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合、月額金△△△△△△円に変更後の税率により算出された消費税額及び地方消費税額を加えた額に変更されたものとみなす。

- 3 受注者が第 1 項の支払期限までに広告料を支払わないときは、発注者は遅延日数に同じ、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第 33 条で規定する割合により算定した額を延滞金として徴収する。

- 4 発注者は、第 18 条第 2 項及び第 20 条第 2 項に該当する場合を除き、受注者による広告掲出の有無にかかわらず、当該期間中の広告料を返還しない。

(契約保証金)

第 8 条 受注者は、発注者に対して契約保証金として広告料の総額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じた金額以上を、発注者が発行する保証金納付書により、契約締結日に納付しなければならない。ただし、発注者は、契約規則第 31 条の規定により、契約保証金を納付させることができる。

- 2 前項に定める契約保証金については、第 24 条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

- 3 第 1 項に定める契約保証金については、利息を付さない。

- 4 契約保証金の還付については、契約規則第32条に基づくものとする。

- 5 受注者に未払いの広告料、損害賠償その他本契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、発注者は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、発注者は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を受注者に書面で通知するものとし、受注者は通知を受けた日から 30 日以内に契約保証金の不足額を発注者に納付しなければならない。

- 6 前項の定めにかかわらず、受注者は、契約保証金をもってこの契約から発生する受注者の発注者に対する債務の弁済に充当することを発注者に請求できない。

- 7 発注者は、この契約の終了に伴う受注者の原状回復完了時において、受注者に未払いの広告料、損害賠償その他この契約に附帯して発生した受注者の発注者に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から受注者の発注者に対する一切の債務を控除した残額を受注者に還付する。

- 8 受注者は、発注者に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また

質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

(広告の作成)

第 9 条 広告は、受注者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の維持管理)

第 10 条 掲出中の広告は、受注者が維持管理を行い、常時適正な状態に保つものとする。

2 掲出中の広告の汚損及び破損並びに広告に関する問合せ及び苦情については、受注者の責任において、速やかに、対応するものとする。

3 前2項に関する費用は、受注者の負担とする。

(広告の掲出及び撤去)

第 11 条 広告の掲出及び撤去は、受注者が行う。

2 前項の掲出及び撤去に要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の掲出及び撤去は、発注者の指示に従い、行わなければならない。

(公共性等への配慮)

第 12 条 発注者及び受注者は、広告掲出に関して、大幸南広場の公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告主等の審査)

第 13 条 受注者は、広告主（受注者が自ら広告主になる場合を除く。次条から第 16 条までにおいて同じ。）及び広告内容について、名古屋市広告掲載要綱等を遵守するとともに、事前に発注者の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 受注者は、前項の審査を受けるため、別に名古屋市が定めるところに従い、掲出を予定する広告内容等について、広告を掲出しようとする日の14日前までに発注者に提出するものとする。

3 受注者は、第 1 項の審査において、発注者から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告主及び広告内容の変更)

第 14 条 受注者は、掲出中の広告を変更することができる。

2 受注者は、前項の規定により掲出中の広告を変更する場合、広告主及び広告内容について、事前に発注者の審査を受けなければならない。この場合における審査については、前条を準用する。

(広告主及び広告の内容に対する修正等の指示)

第 15 条 発注者は、掲出中の広告が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至った

と判断したときは、いつでも受注者に対して広告の内容の修正等を指示することができる。

2 受注者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第 16 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者に広告物の一時撤去又は一時削除を指示ことができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 受注者が本契約に定める事項又は法令等に違反したとき。

(2) 広告主又は広告内容が、名古屋市広告掲載要綱等の規定に反するに至ったとき。

(3) 第 13 条第 3 項又は前条第 1 項の広告内容の修正等を受注者が行わないとき。

(4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があるとき。

(5) その他、発注者が広告掲出を継続することが不適切であると判断したとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたときは、受注者は、発注者の承認を受けて広告掲出を再開することができる。

3 第 1 項の一時撤去又は一時削除に要する費用及び前項の再開に要する費用は、受注者が負担する。

4 第 1 項の指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に受注者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、発注者は、受注者の承諾を得ることなく、広告物を自ら撤去することができ、これに要した費用は受注者が負担するものとする。

5 第 1 項又は前項の一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は受注者に返還しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 17 条 受注者は、事前に発注者の承認を得ないで、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又はその権利を担保に供してはならない。

(広告の掲出の一時中止)

第 18 条 暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的事象又は人為的な事象であつて受注者の責めに帰することができないもの（第3条の場合を含む。広告の破損又は汚損による場合を除く。）により、受注者が広告を掲出できないと認められるときは、発注者は、広告の掲出の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、広告の掲出の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により広告の掲出の全部又は一部を一時中止した場合に、15日を超える期間連続して広告の掲出が出来なくなった場合は、納付済みの広告料の一部を受注者に返還する。ただし、返還する広告料には利息は付さないものとする。

この場合において、返還する広告料は、広告の掲出を停止した日から起算して 15 日を

超えた日から、広告の掲出を再開した日の前日までの期間に応じた額とする。また、算出した額のうち1円に満たない額は切り捨てる。

広告の掲出の再開とは、広告掲出が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。道路占用料の取扱いに関しては、道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）によるものとする。

（発注者の解除権）

第19条 発注者は、受注者が本契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- （1）受注者又はその代理人、使用人その他の従業者等に重大な社会的信用失墜行為があるとき又は著しい不正若しくは不誠実な行為があったときで、本契約の解除が相当であると発注者が認めるとき。
 - （2）受注者が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、本契約解除が相当であると発注者が認めるとき。
 - （3）受注者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものとなったとき（以下「暴力団関係者」という。）又は本契約の締結時に暴力団関係者であったことが判明したとき。
- 2 前項により本契約が解除された場合の違約金については、契約規則第45条第2項に基づくものとする。
- 3 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。
- 4 発注者は、第1項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、受注者との協議により、本契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- （1）発注者が、正当な理由なく本契約に違反し、その違反により本契約の履行が不可能になったとき。
 - （2）発注者において本契約の履行に関し、著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合は、納付済みの広告料のうち、契約解除の翌日から当該年度の末日までの期間に応じた額を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利息を付さないものとする。

（広告内容についての責任）

第21条 受注者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告内容等は、法令等に違反しないもの及び第三者の権利を侵害しないものでなけれ

ばならない。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて、受注者の責任において合理的な権利処理が完了していなければならない。

- 3 発注者に対して、受注者の責めに帰する理由に基づき、第三者から本契約に基づく広告活動に関連して損害賠償請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

(広告についての責任)

第 22 条 広告を原因として管理瑕疵事故等が発生した場合には、受注者の負担と責任において解決を図らなければならない。また、訴訟になった際の対応及び費用についても同様とする。

- 2 前項の事故及び不慮の事故等が発生した場合に、受注者は速やかに二次被害の防止に努め、発注者を含む関係者に連絡し、その指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第 23 条 契約期間が満了した場合又は本契約が解除された場合には、受注者は自己の費用をもって掲出中の広告を撤去し、原状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 受注者は、前項の原状回復後は、直ちに発注者の検査を受け、発注者の承認を得なければならない。

(損害賠償)

第 24 条 受注者は、本契約に基づく広告掲出を行うに当たって受注者に損害が生じた場合、当該損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合（第3条及び第16条の場合を除く。）を除いて、発注者に賠償を請求することはできない。

- 2 受注者は、本契約を履行するに当たり発注者に損害を与えたときは、当該損害について賠償しなくてはならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 3 受注者は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。
- 4 受注者は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決に当たらなければならない。

(著作権等の管理)

第 25 条 受注者は広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウ、その他一切の権利を含む。発注者の所有であると否とは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 発注者が、広告が掲出されている写真や画像データ等を、事業の紹介等の行政目的のために発注者が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合、受注者はその掲載を認めるとともに、広告主からの許諾も得るよう努めなければならない。

ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合においてはこの限りではない。

(秘密の保持)

第 26 条 受注者は、本契約に基づく広告掲出に関し、知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

2 前項の秘密の保持については、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(契約の費用)

第 27 条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第 28 条 受注者は事業を実施するにあたり、妨害又は不当要求に対する届出義務を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第 29 条 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審に係る専属的管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第 30 条 本契約の定めに疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、名古屋市広告掲載要綱等に定めるところに従い、これらに記載のない事項については、発注者と受注者による協議のうえ決定する。

本契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

受注者 住所

名称

代表者

道 路 占 用 許 可 条 件

- 1 道路の占用に関する工事（以下「占用工事」という。）が完了したときは、直ちに工事完了届を所轄土木事務所に提出し、その検査を受けること。
- 2 占用工事を施行する場合は、住民への危害及び迷惑を防止するとともに、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保すること。
- 3 占用工事の施行に起因して道路を損傷したときは、所轄土木事務所の指示に従い、直ちに損傷部分を補修すること。
- 4 占用工事の施行に起因して事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、所轄土木事務所にその内容を報告し、指示を受けること。
- 5 占用物件を常時良好な状態に保つように維持管理すること。
- 6 所轄土木事務所が必要と認め、指示したときは、占用物件の状況等について報告すること。
- 7 道路の占用に関する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。ただし、あらかじめ許可を受けたときは、この限りではない。
- 8 占用期間を短縮し、又は占用を廃止しようとする場合は、速やかに変更届を所轄土木事務所所長に提出すること。
- 9 占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合は、占用物件を撤去し、道路を原状に回復すること。
- 10 占用物件の設置若しくは管理又は占用工事の施行に起因して第三者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、占有者の責任において損害を負担し、又は紛争を解決すること。
- 11 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合は、占用物件の移設、改築、撤去その他の措置を命ずることがある。この場合において、当該措置に要する費用は占有者の負担とする。
- 12 次の場合は、速やかに変更届を所轄土木事務所所長に提出すること。
 - (1) 相続又は法人の合併その他理由により、占有者の地位を継承した場合
 - (2) 占有者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更した場合
- 13 道路法、道路法施行令、名古屋市道路管理規則その他関係法規を遵守すること。

「緑政土木局における情報取扱注意項目」

本契約を履行する場合においては、下記項目を遵守しなければならない。

（基本事項）

第1 本契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第2 受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第3 受注者及び本件業務の履行に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た名古屋市（以下「発注者」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき発注者に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了（本契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（機密情報の授受）

第4 機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）並びに機密情報が記録された資料及び成果物（発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）の授受は、発注者における監督員、検査員又は契約担当職員である職員と、受注者における本件業務の履行に従事する職員との間において行うものとする。

2 前項の発注者において情報の授受を行う職員には、必要があると認める場合においては、道路監理員等発注者において本件業務の対象となる財産の管理権限を行使する職員を含めるものとする。

（機密情報の保管・搬送時の注意・義務等）

第5 受注者は、機密情報が記録された資料及び成果物の保管及び搬送に当たっては、当該情報が漏えい、滅失又はき損されないよう、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の取扱いに関する特則）

第6 受注者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 受注者は、取得情報に含まれる個人情報については、何人にも開示してはならない。

（機密情報の複写及び複製の禁止）

第7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、機密情報が記録された資料及び成果物を複写し、又は複製してはならない。

2 以下の場合においては、原則として第1項の許可があったものとみなす。

（1）本件業務の履行に際し、その履行に従事する職員の使用に供するために複写、複製する場合

（2）第8第1項による承認を得て本件業務の一部を第三者に委託するために、当該業務に必要な部分を複写、複製する場合。

（再委託の禁止又は制限）

第8 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務に機密情報を含むこととなる事務（以下「機密情報取扱事務」という。）を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、本件業務のうち機密情報取扱事務の一部を第三者に委託する必要がある場合においては、情報の保護及び管理について適切な業者を選定しなければならない。

3 機密情報取扱事務の一部を第三者へ委託する場合は、再委託申請書を提出し承諾書が交付された場合のみ認められる。

4 受注者は、承認を得て本件業務を第三者に委託する場合は、情報の取扱いに関し、本契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

5 受注者は、原則として機密情報取扱事務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（再々委託）させては

ならない。

(報告等)

第9 受注者は、発注者が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、この情報取扱注意項目に違反したことにより取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(機密情報の返却及び処分)

第10 受注者は、機密情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

2 受注者は、前項に規定する場合を除き、機密情報が記録された資料のうち発注者に返却する資料以外のものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認があった場合はこの限りではない。

3 業務の履行に関する諸要綱等に基づき、竣工後一定期間本件業務に係る資料を受注者において保管することとされている場合においては、それらのうち機密情報が記録された資料について、第1項の承認があったものとみなす。その場合、当該保管期間の終了後においては、受注者は第2項に定める方法により、速やかにこれを処分しなければならない。

(従事者の教育)

第11 受注者は、本件業務の履行に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受注者は、本件業務に個人情報を取り扱う事務が含まれている場合においては、当該事務に従事している者（再委託等を受けた者の従事者を含む。）に対し、保護法（受注者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）及びあんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務の履行に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

4 発注者は、受注者における情報の取扱いの責任者並びに本件業務の従事者の管理体制及び実施体制について、個人情報を取り扱う場合など必要に応じて書面で確認することができる。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 本契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、本契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 受注者は、本件業務に特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務が含まれている場合においては、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、当該業務の履行場所又は事務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、発注者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受注者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たさなければならない。ただし、本件業務に個人番号関係事務が含まれている場合においては、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務について

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

(1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

（以下 略）

大幸南広場における広告掲出事業仕様書

1 事業概要

本事業は、名古屋市が掲出事業者から当該道路施設に係る広告掲出料の納入を受け、掲出事業者が道路占用の許可を受けた上で広告掲載を行うもの。

2 広告掲出事業を行う施設の名称、所在地

名 称 大幸南広場

所在地 名古屋市東区大幸南一丁目 112-3

3 掲出場所及び掲出の大きさ

広告は、指定場所内に掲出をすること。

	指定場所	サイズ
A	地上付近壁面部分	横 9,900 mm×縦 2,455 mm
B	地下鉄出入口接続部分の壁面上部	横 2,400 mm×縦 1,800 mm

4 供用期間の目安

連絡通路 4 時 35 分～24 時 20 分

5 掲出方法及び維持管理

- (1) 広告は、通路壁又は通路内の柱等、既存の施設に平面的に設置することとし、再剥離シートを壁面に直貼りすること。施工にあたっては、通行者への影響を考慮し、通行者がいない時間に行うこと。
- (2) 広告の材質及び形状は、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与える恐れのないこと。
- (3) 掲出事業者は、占用物件の落下等により美観を損なわず、道路交通の支障や汚損等の事態が生じることのないように 1 年に一回以上点検することとし、十分に配慮して維持管理すること。
- (4) 広告は、防火扉や消火器、排煙口解放装置等の既存設備及び通路歩行者の支障とならないものであること。
- (5) 再剥離シートは、難燃材料及び不燃材料とすること。
- (6) 撤去時に、損傷や糊残りのないようにし、広告掲出前の原状を回復するものとする。
- (7) 広告面を良好な状態に保つよう、清掃等を行うこと。
- (8) その他、掲出方法及び維持管理については、名古屋市の指示に従うものとする。

6 契約期間及び掲出期間

(1) 契約期間 契約締結の日から令和 11 年 11 月 30 日まで

(2) 掲出期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで

(広告の掲出準備・撤去及び掲出場所の原状回復に要する期間を含む。)

7 掲出事業者の責務

- (1) 広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復
- (2) 広告主の募集（掲出事業者が広告主である場合を除く。）
- (3) 広告に関する問い合わせ等への対応

8 事業計画書の提出

掲出事業者は、契約締結後、速やかに仕様、管理体制及びスケジュールを記載した事業計画書（変更する場合を含む。）を作成し、名古屋市に提出するものとする。

9 その他

- (1) 広告主の募集（掲出事業者が広告主である場合を除く。）、掲出広告の作成、掲出場所への広告の掲出、掲出広告の維持管理及び撤去並びに掲出場所の原状回復、広告に関する問い合わせ等への対応に要する費用については、すべて掲出事業者の負担とする。
- (2) 掲出広告の維持管理、破損、事故時の対応等一切の保守管理に関しては、掲出事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (3) 本仕様書に定めるもののほか、法令、名古屋市の条例、規則及び規程を遵守すること。
- (4) 広告主（掲出事業者が自ら広告主になる場合を除く。）及び広告内容について、事前に名古屋市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出できないものとする。
- (5) 掲出する広告の周囲に行政上必要な掲示物を掲出する場合がある。
- (6) 本仕様書に関して、別添の「緑政土木局における情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

緑政土木局広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名古屋市広告掲載要綱（平成 19 年 6 月 1 日施行。以下「市要綱」という。）第 5 条に基づき、名古屋市緑政土木局（以下「緑政土木局」という。）内で所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものである。

(広告媒体の種類)

第 2 条 この要綱において、広告媒体とは、緑政土木局の課・公所が所管又は作成するものであって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、第 17 条に定める緑政土木局広告審査会（以下「審査会」という。）において広告掲載の承認を受けたものに限る。

- (1) 印刷物
- (2) ウェブサイト
- (3) その他施設・物品等

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令等に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - エ 無許可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - オ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - カ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - キ 政治性のあるもの
 - ク 宗教性のあるもの
 - ケ 社会問題についての主義主張をするもの
 - コ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - サ 個人等の名刺広告
 - シ 社会的に不適切なもの
 - ス 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）
根拠のない表示や誤解を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表

現

- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告媒体に広告を掲載するもの（以下「広告主」という。）又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想定させるもの
- オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

2 前条第 2 号に掲げるものを広告媒体とする場合においては、掲載する広告がリンクしているウェブサイトの内容についてもこの要綱の規定を適用する（ただし、直接リンクするページ内に限る。）。

（規制業種又は事業者）

第 4 条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する風俗営業又はそれに類似するもの
- (2) 貸金業の規制等に係る法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業
- (3) たばこに係るもの
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 商品先物取引に係るもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等に係るもの
- (9) 債権取立て、示談引受けなどを行うもの

- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）による再生手続、更生手続又は破産手続中であるもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (14) その他各種法令に違反しているもの

（広告の募集等）

第 5 条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて、名古屋市公式ウェブサイト及び印刷物等を通じて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
 - (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間
 - (3) 広告掲載料及びその納付期日（次項に該当する場合にあっては、広告媒体の作成費用及び納付期日）
 - (4) 広告の募集対象
 - (5) 広告の申込み手続（申込書の様式を含む。）
 - (6) 広告の選定方法
 - (7) 広告掲載手続
 - (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
- 2 広告の募集において、効率的な事務の執行が見込まれる場合にあっては、広告主の負担により、広告を掲載した広告媒体の納付をもって、広告掲載料の徴収に代えることができる。ただし、所管課の長は、あらかじめ審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載の申込み）

第 6 条 広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とする者（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告掲載希望者」という。）は、募集要領に定められた申込書により申込みを行う。

（広告掲載の決定）

第 7 条 所管課の長は、広告掲載希望者の提示した金額（広告掲載料又は広告媒体の作成費用をいう。）の多寡により、広告主を決定するものとする。

2 募集要領で別の定めをしたときは、前項によらず、広告主を決定することができる。

3 前 2 項の決定を行うにあたり、名古屋市暴力団排除条例第 4 条及び第 6 条に基づ

き、必要な手続きを行うものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の決定を行うにあたり、所管課の長は、審査会の承認を受けなければならない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の決定を行うにあたり、所管課の長は、広告掲載希望者に対し、追加の資料の提出を求めることができる。
- 6 第 1 項及び第 2 項により広告主を決定したときは、広告掲載希望者に対し、決定内容を書面により通知するものとする。

(広告掲載に係る契約)

第 8 条 広告掲載に係る契約は、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）及び名古屋市契約事務手続要項に基づき、一般競争入札、指名競争入又は随意契約により行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第 9 条 広告主は、第 7 条第 6 項の通知の送達があった後、募集要領に定められた期日までに、広告掲載料を納付するものとする。

- 2 所管課の長は、広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続を行うものとする。

(広告原稿の作成)

第 10 条 広告主は、その責任及び負担において広告の原稿を作成し、指定された期日までに所管課の長に提出しなければならない。

(広告内容の変更)

第 11 条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）が、第 3 条第 1 項に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対し改善を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長に提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第 12 条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定の取消し又は変更を行うものとする。この場合において、所管課の長は、あらかじめ審査会の承認を受けなければならない。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適當であると判断した場合

- 2 前項の規定により広告掲載を取り止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払いは行わない。

(広告掲載の取下げ)

- 第 13 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。
- 2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、速やかに書面により所管課の長に申し出るものとする。
- 3 第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還又は広告媒体の作成費用に相当する額の支払いは行わない。

(広告掲載料の返還)

- 第 14 条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により、15 日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子は付さないものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して 15 日を超えた日から、広告の掲載を再開した日の前日までの日数に、広告掲載料の月額 $\frac{30}{100}$ を乗じた額とする。
- 3 前項の場合における広告の掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が 24 時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

- 第 15 条 広告主は、広告の作成、広告の内容等、その他当該広告に関する一切の責任を負う。
- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 4 広告主は、広告内容の変更、広告掲載の取止め及び取下げの場合に、自己に生じる全ての経費を負担するものとする。

(協議)

- 第 16 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(審査会の設置)

- 第 17 条 広告掲載希望者、広告主、掲載広告及び広告代理業者に依頼した広告掲載を希望する者が適正であるか、又は広告掲載手続が適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、審査会を設置する。
- 2 所管課の長は、緑政土木局所管の資産に民間企業等の広告を掲載しようとするときは、審査会が必要と認める事項について、審査に付さなければならない。ただし、次に掲げる場合は、決裁を経ることにより、審査会を開催したものとみなす。この

場合において、委員長を当該決裁の決裁者とし、その他の委員を承認者とするものとする。

- (1) 広告掲載希望者が、過去に審査会の審査を経て広告を掲載した実績を有する場合で、審査会の委員長が広告の掲載に関して疑義が生じないと認めた場合
 - (2) 広告媒体及び広告掲載手続が、過去に審査会の審査を経て広告を掲載したものと同様の場合で、審査会の委員長が広告の掲載に関して疑義が生じないと認めた場合
 - (3) 一度に複数の広告を募集する場合で、広告代理業者において当該複数の広告の募集を一括して引き受けた場合において、当該広告代理業者が審査会と同等程度以上の適正な広告掲載に係る審査を実施できる見込みがあると審査会の委員長が認めた場合
 - (4) その他審査会の委員長が審査会の審査に付さないことについて正当な理由があると認めた場合
- 3 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
 - 6 審査会は、所管課の長から申し出のある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
 - 7 審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 8 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 9 委員長は、必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
 - 10 委員は、広告媒体の所管課の長として当該広告に係る承認を受けようとするときは、当該広告に係る審査をすることができない。
 - 11 審査会の庶務は、緑政土木局企画経理課が処理する。

(準用)

第 18 条 指定管理者及び管理代行者が広告掲載に係る事務を行う場合は、第 3 条および第 4 条を準用するものとする。ただし、印刷物・ウェブサイト以外の媒体（建物など）に広告を掲載する場合については、広告掲載の可否を審査会で審査する。

(その他)

第 19 条 緑政土木局が主催する事業等に民間企業等が賛同し、応援、援助する場合は、この要綱の適用は受けないものとする。

第 20 条 その他広告掲載につき必要な事項は局長が定める。

附 則
この要綱は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 2 月 25 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表

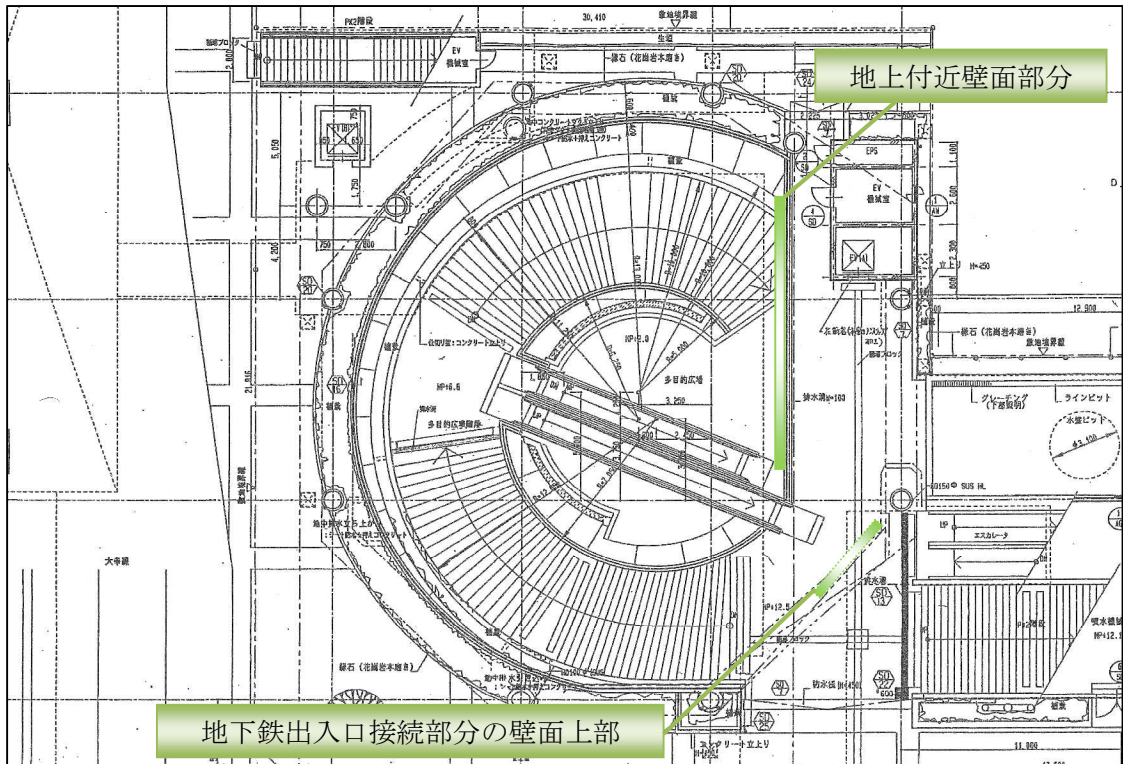
委員長	企画経理課長
委 員	総務課長 担当課長（企画調整） 路政部道路管理課長 緑地部緑地管理課長 その他委員長の指名する職員

大幸南広場 位置図及び平面図

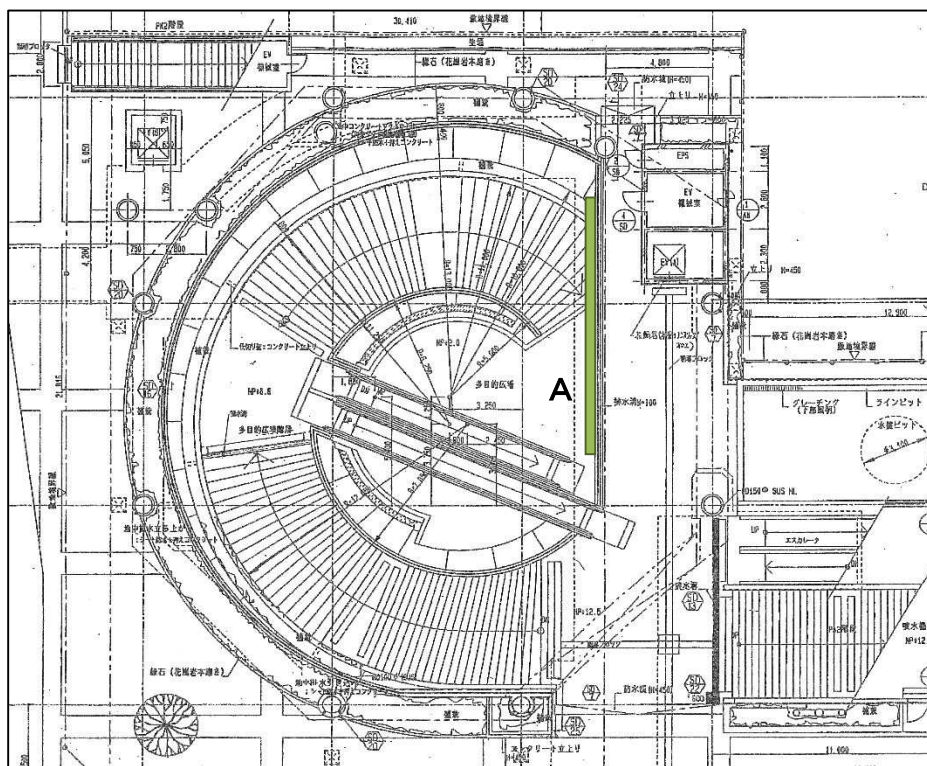
(1) 位置図



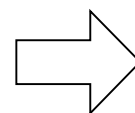
(2) 平面図



広告掲出指定場所平面図・掲出イメージ図（大幸南広場 A）



ナゴヤドーム

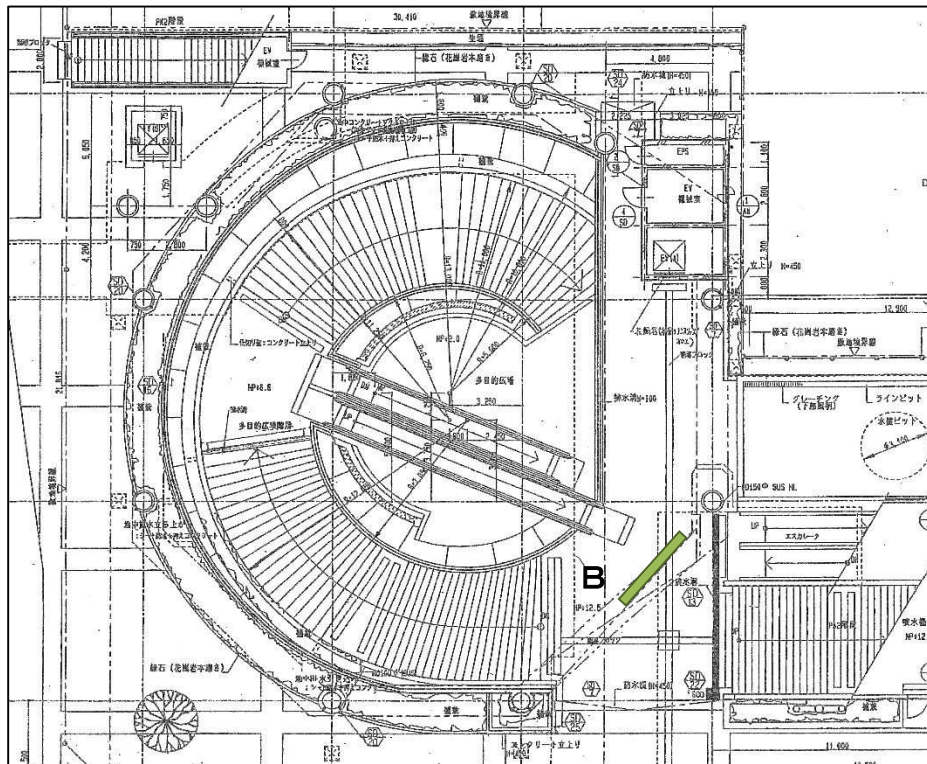


凡例

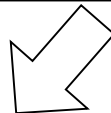
…広告掲出指定箇所



広告掲出指定場所平面図・掲出イメージ図（大幸南広場B）

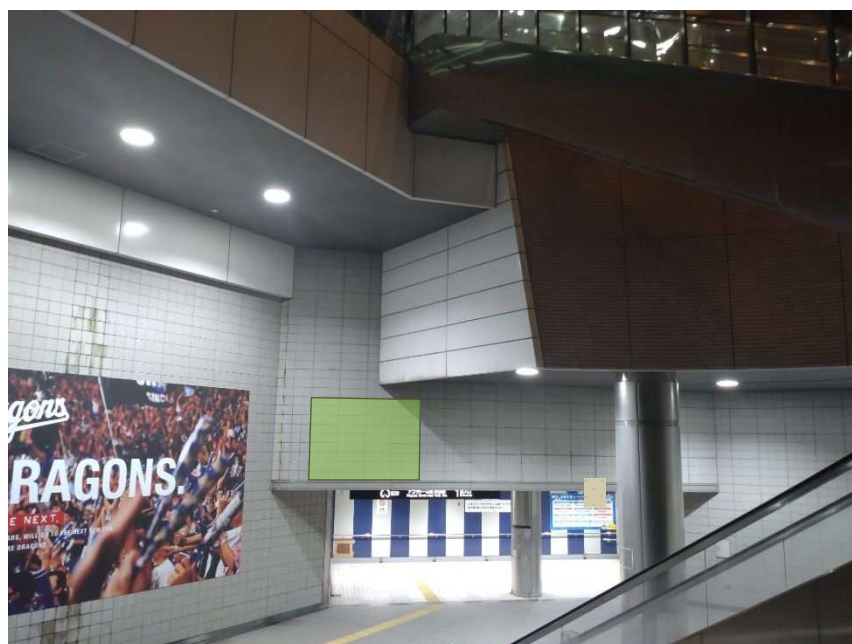


凡例



地下鉄ナゴヤドーム前矢田駅

…広告掲出指定箇所



入 札 書

令和 8 年 9 月 3 0 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

入札説明書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

件 名	金 額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
大幸南広場における広告掲出事業							

ただし、広告料の月額分（税抜）

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は消せるボールペンは使用できません。
 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途、「委任状」の提出が必要となります。

担当部署		担当者名	
電話番号		FAX番号	
契約種別	☐ 電子契約を希望する ☐ 紙契約を希望する		

入札書

令和 8年 9月30日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地 **名古屋市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号**
 商号又は名称 **〇〇〇〇株式会社 △△支店**
 役職名 **支店長**
 氏名 **□□ □□**

支店
長印

入札説明書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり

代表者、または代表者から委任を受けた支店・営業所の長など、入札の権限を有する方を記入し、押印してください。

件名	金額						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
大幸南広場における広告掲出事業	¥	9	9	9	9	9	9

ただし、広告料の月額分（税抜）

広告料の税抜金額のみを記入してください。
 （道路占用料は含めないでください。）

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル又は消せるボールペンは使用できません。
 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途、「委任状」の提出が必要となります。

担当部署	△△支店 ××部××課	担当者名	▲▲ ▲▲
電話番号	■■■■-■■■■-■■■■	FAX番号	■■■■-■■■■-■■■■
契約種別	☒ 電子契約を希望する ☐ 紙契約を希望する		

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年9月8日付けで公告のありました大幸南広場における広告掲出事業の入札後
資格確認型一般競争入札に関する権限

後日この委任状を解除する場合には、双方連絡のうえ届出をしない限り、その効力
のないことを誓約します。

令和8年 月 日

甲（委任者） 所 在 地
 商号又は名称
 代表者役職名
 代表者氏名

上記委任の件、承諾しました。

乙（代理人） 所 在 地
 商号又は名称
 役 職 名
 氏 名

（あて先）名古屋市長

委 任 状

私（甲）は、都合により乙を代理人と

入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合は、この委任状の提出が必要となります。

記

令和8年9月8日付けで公告のありました大幸南広場における広告掲出事業エリアの入札後資格確認型一般競争入札に関する権限

入札書の提出日以前の日を
記入してください。

は、双方連絡のうえ届出をしない限り、その効力

令和8年 9月 29日

甲（委任者）	所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
	商号又は名称	〇〇〇〇株式会社
	代表者役職名	代表取締役社長
	代表者氏名	〇〇 〇〇

上記委任の件、承諾しました。

代表者を記入してください。

乙（代理人）	所 在 地	名古屋市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
	商号又は名称	〇〇〇〇株式会社 △△支店
	役 職 名	支店長
	氏 名	□□ □□

（あて先）名古屋市長

代表者から委任を受けた支店・営業所の長などを記入してください。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者
役 職 ・ 氏 名

令和8年9月8日付けで公告のありました大幸南広場における広告掲出事業に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この大幸南広場における広告掲出事業に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること及び裏面の誓約事項について誓約します。

記

添付書類

- (1) <個人の場合>住民票の写し 1通
<法人の場合>法人登記簿謄本 1通
どちらも発行後3か月以内のもの
- (2) <法人のみ>法人役員に関する調書 1通

担当部署
担当者名
電話番号

(競争入札参加資格確認申請書 裏面)

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - (6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載すること。

(日本産業規格 A 4)

法人役員に関する調書

商号又は名称	〇〇〇〇株式会社			
所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号			
役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
代表取締役社長	(〇〇〇〇 〇〇〇) 〇〇 〇〇	M・T・S・H 〇〇・〇・〇〇	男	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
取締役	(〇〇〇〇 〇〇〇) 〇〇 〇〇	M・T・S・H 〇〇・〇・〇〇	女	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
取締役	(〇〇〇〇 〇〇〇) 〇〇 〇〇	M・T・S・H 〇〇・〇・〇〇	男	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
監査役	(〇〇〇〇 〇〇〇) 〇〇 〇〇	M・T・S・H 〇〇・〇・〇〇	男	〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。

※ 法人の役員について記載すること。

(日本産業規格 A 4)

事業計画書

仕様・管理体制・スケジュール等

- ※ 仕様・管理運営体制及び緊急時の連絡先を記載してください。
- ※ 広告掲出までのスケジュール等について、可能な範囲で記載してください。